



平成27年度 特別支援教育特別専攻科 (Aコース) 後期募集 筆記試験問題 その2/4

2. 空欄に入る適切な語句等を解答欄に記入しなさい。なお、問題文に示した条文には一部省略等がある。

○教育基本法

大学は、**①**の中心として、高い**②**と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。(第7条)

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず**③**と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。(第9条)

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的**④**を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。(第10条)

○児童虐待の防止等に関する法律

この法律において、「児童虐待」とは、保護者(…略…)がその監護する児童(…略…)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の**⑤**に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童に**⑥**な行為をすること…略…。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の**⑦**、…略…その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(…略…)その他の児童に著しい**⑧**的外傷を与える言動を行うこと。(第2条)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは**⑨**又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは**⑨**に**⑩**しなければならない。(第6条)

○学校教育法

保護者(…略…)は、次条に定めるところにより、子に九年の**⑪**教育を受けさせる**⑫**を負う。(第16条)

**⑬**的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。(第19条)

○学校教育法施行規則

校長は、その学校に在学する児童等の**⑭**(学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。(第24条)

小学校の**⑮**は、国語、社会、算数、**⑯**、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科(…略…)、**⑰**、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。(第50条)

小学校の学級数は、**⑱**学級以上**⑲**学級以下を標準とする。ただし、**⑳**の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。(第41条 ※中学校にも準用される。)

解答欄

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
| ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ |
| ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ |
| ⑰ | ⑱ | ⑲ | ⑳ |

|     |
|-----|
| 小 計 |
|     |

平成27年度 特別支援教育特別専攻科 (Aコース) 後期募集 筆記試験問題 その3/4

3. 記憶に関する以下の文章の空欄に入る適切な語句等を解答欄に記入しなさい。そして、下線部分について図1を参考にして簡潔に説明しなさい。

記憶の過程は、記銘、(A)、(B)の3段階に区分される。本当に記銘されたのか、(A)されたかどうかは、(B)させることによって確認できる。(B)の方法には、再生法や(C)法、再学習法などがある。再学習法とは、ある事柄を学習【これを(D)という】してから一定期間を経て、再度同じ学習【これを(E)という】をさせ、両者について学習に要した時間や試行回数を比較し、(F)率を算出する。計算式は以下の通りである。

$$(F)率 = ((D)の回数(時間) - (E)の回数(時間)) / (D)の回数(時間) \times 100$$

例えば、(E)が(D)より60%少なく(早く)達成できたとすると、(D)の効果が(A)され、60%部分が(F)されたと考えられる。逆に残りの40%は(G)されたと考えられる。古典的な研究であるが、ドイツの心理学者(H)は時間経過に伴って、(F)率がどのように変化するかを(G)【あるいは(A)】曲線として示した。

前述した(F)法を用いると、再生や(C)では現われてこない記憶の(A)を知ることができる。なお、(A)されていても、一時的に思い出せないことは日常的に経験することである。学習されたことが完全に(G)されたかどうかを手続き上証明することは難しい。その意味で、記憶されたことが(A)から失われてしまう(G)の場合と、再生しようとした時に、(A)された内容を検索することに失敗した(G)の場合があることを留意すべきであろう。

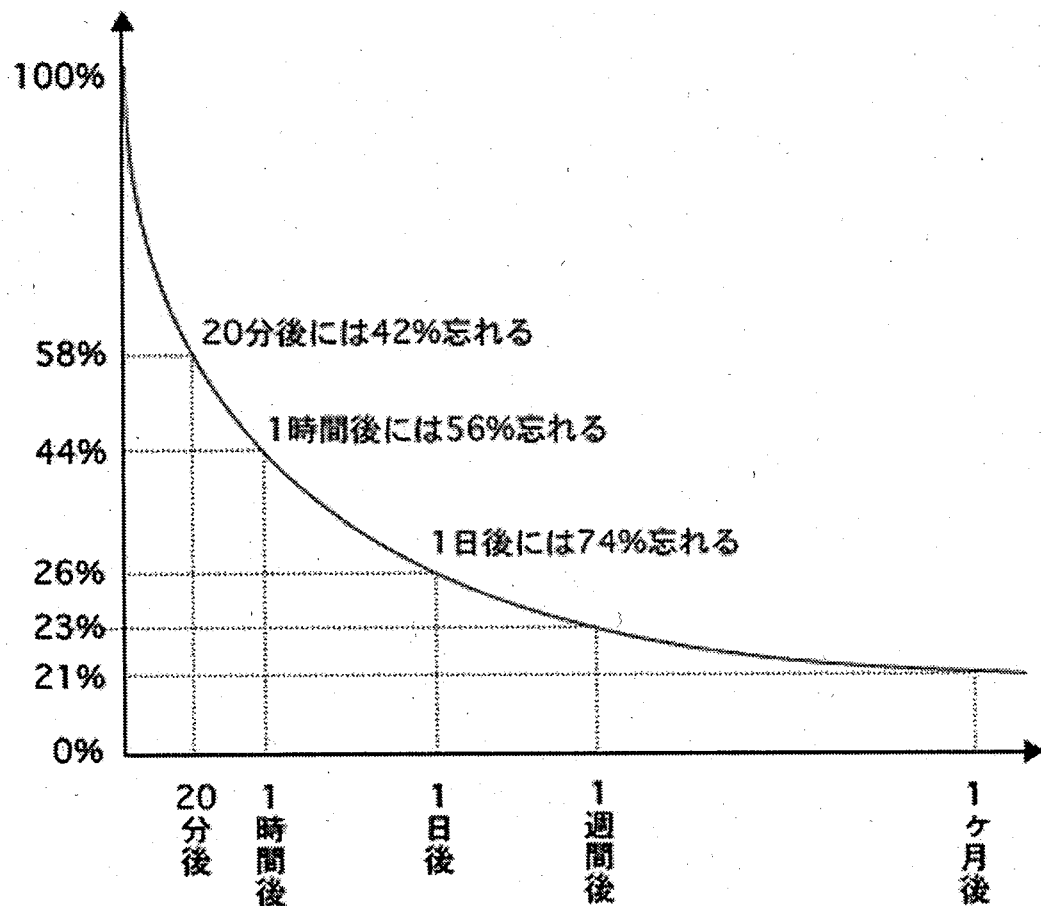


図1 (H)の(G)【あるいは(A)】曲線

